

令和3年度第2回北栄町地域福祉推進計画推進委員会

日時 令和3年11月30日(火)
14時~16時

場所 大栄農村環境改善センター
2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

(2) 成年後見制度利用促進計画の策定について

(3) その他

4 連絡事項

(1) 計画推進委員会の開催について

《時期・内容について》

計画推進委員会	日 程	内 容	備 考
第3回	3月15日(火) PM	・計画の進捗管理と評価	※計画改正 ※R3事業進捗管理

(2) その他

5 その他

6 閉 会

第1部-1 北栄町重層的支援体制整備事業実施計画

第1章 重層的支援体制整備事業の実施について

1 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ*等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

■支援の柱

①相談支援	本人・世帯の属性や相談内容等に関わらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決にむけて支援を行う。
②参加支援	本人・世帯の状態にあわせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築等を行う。



■新たに強化する機能

④多機関協働による支援	単独の支援機関では対応が難しい相談に対し、相談支援機関の抱える課題の把握、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理等、支援全体の調整を行う。
⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。

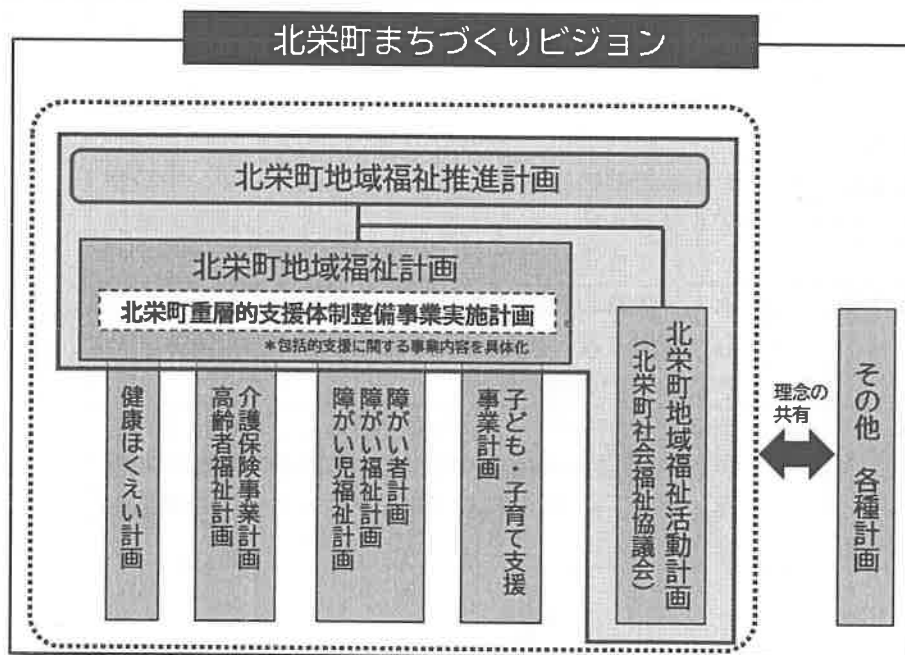
一体的に
実施

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

また、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存事業の一部を包括化して実施する事業であることから、各分野の計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間とします。

本計画の進捗管理・評価は、北栄町地域福祉推進計画全体で行うこととし、実施状況や効果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 北栄町重層的支援体制整備事業の目的

本町では、相談支援体制の強化を図るため、平成30年度より包括的支援体制の整備にむけた取組みを開始しました。

介護、障がい、子ども、生活困窮など、各分野の相談窓口において受け止めた相談で、対応が困難なケースについては、多機関が参加する支援会議により個別に対応を検討し必要な支援につなげる体制をとっています。

しかしながら、自ら相談に来ることができない方や、制度の狭間等により相談支援につながらず、課題解決が先延ばしになっている方もあり、今後さらに相談支援体制の充実を図る必要があります。

本町における包括的支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を活用することとし、①福祉的な支援を必要としている人に必要な支援が届く仕組みづくり、②世帯全体の課題を整理し、関係機関が役割分担の上、課題解決に向けた支援を行うことを目的に取組みを進めます。

また、本事業を実施するにあたり、制度の狭間や複合的な課題に対応していくためには、庁内の各課及び関係機関（者）との連携や協働は不可欠であるため、関係する機関等と共通認識を図り、一つのチームとして取組みを進めていきます。

◎支援分類ごとの現状と課題

支援分類	現状と課題
相談支援	<ul style="list-style-type: none">・既存の相談支援機関の対象にあてはまらない場合や相談者の課題が不明確な場合に、対応に苦慮することがある。対応窓口の明確化を行うとともに、各相談支援機関での対応力強化を図る。・複雑で多様な課題に対応するため、分野を超えた専門職や関係機関（者）のさらなる連携体制を強化する。・多様な課題の発見、気づきにつながるよう、相談支援を担う担当者の各分野の制度理解と世帯が抱える課題へのアセスメント力の向上を図る。・アルコールなどの依存症や対象者が困り感を感じていないケースへの相談対応力の向上を図る。
参加支援	<ul style="list-style-type: none">・既存の制度やサービスの利用につながらない方、対象とならない方について、生活の課題を抱えたり、地域から孤立しがちとなる場合がある。これらの方も参加できる居場所の確保等を検討する。・自動車や免許がない方の外出支援（子育て家庭の母、高齢者など）について検討する。・地域とつながりにくい方の興味関心の持てる場の確保や参加促進の取組みを検討する（都会からの転入者、男性高齢者、ひきこもり傾向の方、未就労の方、依存症の方など）

支援分類	現状と課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所（企業等）において障がいの理解をすすめたり、地域の見守りを強化するなど、誰もが社会参加しやすい環境づくりを行う。 ・活用できる地域資源の把握や開発が不十分なため、事業周知とともに資源の把握、必要な資源の確保に向けた取組みを行う。
地域づくりに 向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・どこに相談してよいのか分からず、一人で悩みを抱え込まないように、誰もが気軽に相談しやすい環境づくりをすすめる。（身近な地域での相談先の確保、相談支援機関の周知、地域内での見守りや声かけ） ・地域で活躍する人、リーダー層を増やす取組みをすすめる。 ・既存の資源がさらに活用されるよう、利用者の発掘や資源の周知を行う。（地域活動支援センター等） ・地域の中で自主交流できる場の確保を検討する。（子育て家庭、学童期以降）

2 事業の実施体制及び実施内容

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、断らない相談支援体制を構築し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて必要な機関へのつなぎや連携した支援を行うものです。

以下に掲げる各分野の相談支援において、相談対応を充実するとともに、多様な課題の解決に向けて支援関係機関間の連携強化を図ります。

主な 対象分野	実施事業	拠点 数	運営 形態	実施内容
介護	地域包括支援センター ・北栄町地域包括支援センター	1	直営	【支援対象者】 65歳以上の高齢者及びその家族 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 高齢者に関する相談支援、関係機関とのネットワークによる包括的・継続的支援、権利擁護に関すること 【所管課】 福祉課
障がい	障害者相談支援事業 ・北栄町障がい者地域生活支援センター	3	直営 委託	【支援対象者】 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等とその家族 【対象圏域】 北栄町全域

主な対象分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
	・ 中部障がい者地域生活支援センター ・ 相談支援センターサポートりんくす			【業務内容】 障がいに関する相談支援、各種サービス等の情報提供、関係機関との連絡調整 【所管課】 福祉課
子ども	利用者支援事業 ・ 北栄町子育て世代包括支援センター	1	直営	【支援対象者】 妊娠中の方、乳幼児及びその保護者（里帰り中の方を含む） 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 妊産婦・乳幼児等の実情把握、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ必要な情報提供・助言・保健指導を行う、支援プランの作成、関係機関との連絡調整 【所管課】 教育総務課
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	1	直営	【支援対象者】 現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方、及びその家族等 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 生活困窮に関する包括的・継続的な相談支援、個別の支援計画の作成、評価等 【所管課】 福祉課

(2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

参加支援事業は、既存の制度や支援では対応が難しい方に対し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

各相談支援機関や多機関協働事業等を通じ、参加支援の必要な対象者を把握するとともに、対象者への支援にあたっては、本人のペースに合わせながら、本人の状態や希望に沿ってマッチング等の支援や継続的なサポートを行います。

また、多様な参加の場を確保するため、町内の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけを実施します。

○想定される連携先等

- ・ 地域づくり事業の対象となる活動先（地域介護予防活動支援事業や地域活動支援センター、子育て支援センター）
- ・ 生活困窮者自立支援事業における就労準備事業の就労体験先（企業・農業）
- ・ 地域包括支援センターやよっしゃやらあ会^{*}、自治会が開催している集いの場
- ・ 北栄スポーツクラブや中央公民館などで開催している各種教室
- ・ 福祉サービス事業所や各種団体、ボランティアセンター 等

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
参加支援事業	1	委託	【支援対象者】 地域や社会とのつながりがなく、社会参加しにくい方など 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の把握 ・資源の把握、資源開発 ・相談者に対する参加支援(マッチング等の利用調整)、フォローアップ 【実施機関】 北栄町社会福祉協議会 【所管課】 福祉課

(3) 地域づくり事業 (法第106条の4第2項第3号)

地域づくり事業は、人と人、人と資源がつながり支えあう関係性を育み、さらに広がるよう、既に実施されている取組みを進めていくと同時に、これらの取組みを活かし、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行います。

また、以下に掲げる事業の他、地域づくりにつながる事業を把握し、多様な主体の参画のもとで、必要な資源の開発やネットワークの構築を図るとともに、相談支援や参加支援と連動を図りながら、取組みの推進を図ります。

主な対象分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
介護	地域介護予防活動支援事業(一般介護予防事業)	—	直営	【支援対象者】 65歳以上の高齢者 【対象圏域】 北栄町全域 【業務内容】 地域住民の介護予防活動の育成・支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・こけないからだ講座 ・高齢者サークル事業 【実施機関】 北栄町地域包括支援センター他 【所管課】 福祉課
介護	生活支援体制整備事業	3	委託	【支援対象者】 65歳以上の高齢者を中心とした地域住民 【対象圏域】 北栄町全域

主な対象分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
				<p>【業務内容】多様な主体と連携しながら、生活支援サービスや助け合い活動の推進、高齢者の社会参加の推進に向けた取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターの配置（第1層：1名、第2層：2名） 協議体の設置（第1層：ほくえい支え愛協議体※、第2層：北条よっしゃやらあ会、大栄よっしゃやらあ会） <p>【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課</p>
障がい	地域活動支援センター事業 ・あゆみの郷	1	登録	<p>【支援対象者】町内に住所を有する活動支援を必要とする在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者</p> <p>【対象圏域】北栄町全域</p> <p>【業務内容】在宅障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行い、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る</p> <p>【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課</p>
子ども	地域子育て支援拠点事業 ・北栄子育て支援センター『すまいる』	1	直営	<p>【支援対象者】妊娠中の方、乳幼児・その保護者（里帰り中の方を含む）</p> <p>【対象圏域】北栄町全域</p> <p>【業務内容】子育て親子の交流の場の提供・促進、子育て等に関する相談・援助、地域子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等の実施</p> <p>【実施機関】北栄町子育て世代包括支援センター 【所管課】教育総務課</p>
生活困窮	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	1	委託	<p>【支援対象者】地域住民</p> <p>【対象圏域】北栄町全域</p> <p>【業務内容】地域住民相互の支えあいによる共助の取組みの活性化を</p>

主な対象分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
	(令和4年度からは「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を予定)			図るとともに、支援が必要な人と地域とのつながりづくり、それを支える地域づくりの取組みを実施 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための取組みを行います。支援が必要な人の中には、心理的に相談窓口に出向きにくい、相談先が分からず困惑している、自らが課題を抱えている認識がない、支援に拒否的といった様々な状況があるため、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を発見するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築し、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することが必要です。

民生児童委員からの聞き取りや世帯訪問調査等により、対象者の把握に努めるとともに、本事業を町内の複数法人に委託し、各法人の特性や地域とのつながり、ネットワーク等を活用しながら、事業の推進を図ります。

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	5	委託	【支援対象者】必要な支援が届いていない方とその家族（自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人、課題を抱えている認識がなく困り感がない人など） 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】潜在的なニーズを抱える人を早期発見するための情報収集、本人や世帯とのつながりづくり、継続的な寄り添い支援の実施 【実施機関】 ・社会医療法人仁厚会 ・医療法人誠医会 ・社会福祉法人中部福祉会 ・社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 ・社会福祉法人みのり福祉会 【所管課】福祉課

(5) 多機関協働（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

福祉課内に相談支援包括化推進員を配置し、制度の狭間等により相談先が不明な場合の相談受付のほか、北栄町包括的支援会議などを通じて、複雑化・複合化した課題を抱え、単独の支援機関では対応が難しい事例に対する支援の全体調整を行います。

北栄町包括的支援会議では、対象世帯が抱える課題の解決につながるよう、課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の検討などを行うほか、支援の進捗状況を確認するなど支援の全体調整を行います。

なお、多機関協働事業は、包括的な相談支援の中核となる事業ですので、多様な関係機関（者）との連携や、地域づくり事業・参加支援事業などとの連動を意識して事業を進めます。

○北栄町包括的支援会議

本事業においては、国が定めた自治体事務マニュアル等において、「支援会議」及び「重層的支援会議」の設置が示されています。

本町においては、会議体の乱立を避け柔軟な開催ができるよう、「北栄町包括的支援会議」を設置し、1つの会議体の中で2つの会議機能を持たせ運営することとします。

会議は事例の状況や検討事項に応じて、必要な関係機関（者）を招集し、随時開催するものとします。

※「支援会議」

法第 106 条の 6 に規定。潜在的な相談者へ支援を届けるために、個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。会議構成員に対し守秘義務が課せられる。

※「重層的支援会議」

相談のあった事例に対し、多機関協働によるプランの適切性の協議やプラン終結時等の評価、必要な資源開発にむけた検討等を行う。個人情報取扱いについては、本人同意を得て行う。

○災害や感染症流行下の支援体制

災害や感染症などの緊急事態が生じた場合には、支援ニーズの顕在化や新たな支援ニーズの発生が考えられます。2016 年（平成 28 年）に発生した鳥取県中部地震や 2020 年（令和 2 年）以降の新型コロナウイルス感染症の流行においても、個別の支援ニーズへの対応が課題となりました。

特に、鳥取県中部地震の復興支援においては、複合的な課題を抱えた人が顕在化し、現在もその支援が継続されています。

これらの経験を踏まえ、緊急時においても柔軟かつ適切な対応ができるよう、包括的支援体制の強化に努めていきます。

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
多機関協働事業	1	直営	<p>【支援対象者】複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯、支援関係機関</p> <p>【対象圏域】北栄町全域</p> <p>【業務内容】単独の支援機関では対応が難しい場合に相談支援機関の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、支援調整を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援関係機関等による役割分担や調整が必要な事例の相談受付 ・相談先が不明確な事例の相談受付 ・北栄町包括的支援会議の開催 ・支援関係機関の連携強化のための研修の実施等 <p>【所管課】福祉課</p>

3 事業実施に向けた体制構築

(1) 関係機関等との連携体制

支援の必要な人のニーズにあった相談支援や地域づくり等の施策を展開していくためには、介護・障がい・子ども・生活困窮の分野にとどまらず、多様な分野と連携することが必要です。

各相談支援機関との連携体制はもちろん、役場内においても、すべての課から福祉のニーズを抱えた人が適切に福祉課につながるよう、庁内連絡会を設置するとともに、情報連携のための「つなぐシート」を用意し、シートを活用して庁内及び関係機関との連携体制の整備を推進します。

○北栄町包括的支援の推進に係る庁内連絡会

多様な生活課題の解決にむけた包括的な支援体制を整備するため、庁内の部署が連携のもと適切な支援を図ることを目的に設置しています。

※「連携責任者連絡会」

各課の課長級が参画し、包括的支援の推進に係る情報の共有、庁内の連携体制に関する事項について協議します。

※「事業担当者連絡会」

必要な関係課の職員等により、個別事業の実施体制や支援機関の連携、調整に関する事項について協議します。

(2) 相談や支援の環境づくり

①多様な相談機会の確保

困りごとを抱えた住民が気軽に相談できるよう、相談支援機関の窓口のみならず、民生児童委員等との連携、地域の身近な場や機会の拡大、SNS*の活用など、多様な相談機会が確保されるよう環境づくりに取り組みます。

②ICT（情報通信技術）*を活用した体制づくり

平時からICTを活用した研修や事例検討会、会議等を取り入れることで、感染症等の緊急時においても連携支援体制が維持され、状況に応じて対応できる体制づくりに取り組みます。

(3) 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念のめざす地域づくりを実現するためには、町、社会福祉協議会の取組みだけでは不十分であり、町民や各種団体、事業者などの主体的な取組みが不可欠です。

そのため、本計画をホームページで公表するとともに、計画の考え方や取組み等について、様々な機会を利用し周知・啓発に努めます。

(4) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取組みを効果的・継続的に推進するために、定期的な点検・評価を行うことが重要です。

そのため、年度ごとに進捗状況を確認し、北栄町地域福祉推進計画推進委員会において、進捗状況の評価を行うとともに、国の施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを行います。

【用語集】

	用語	解説
あ	ICT（情報通信技術）	デジタル化された情報の通信技術のことで、インターネットなどを經由して人と人をつなぐ役割を果たしている。具体的な活用事例としては、オンライン授業やテレワークなどがある。
	アウトリーチ	福祉が必要な人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。 具体的には、自宅などの日常生活の場に出向く訪問支援だけでなく、巡回相談や、電話、メール、対象者がアクセスしやすい場所でのチラシ配布、掲示などのアプローチも含まれる。
え	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスのこと。Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、Line（ライン）、Instagram（インスタグラム）などがある。
ほ	ほくえい支え愛協議体	地域づくりに関心のある住民で構成され、安心して住み続けられる北栄町を目指して、介護予防や生活支援サービスなど、北栄町全域の課題を検討している。介護保険制度上では第1層協議体ともいう。
よ	よっしゃやらあ会	「ほくえい支え愛協議体」と同様に、地域づくりに関心のある住民で構成されている。北栄町を二つの地区に分け、それぞれの通いの場や生活支援、見守りなど地域の助けあい活動について協議、検討をしている。北条よっしゃやらあ会と大栄よっしゃやらあ会があり、介護保険制度上では第2層協議体ともいう。

※北栄町地域福祉推進計画の用語集（P63～）に掲載されていないものについて解説しています。

第1部一 2 北栄町成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の目的

・ 計画策定の趣旨

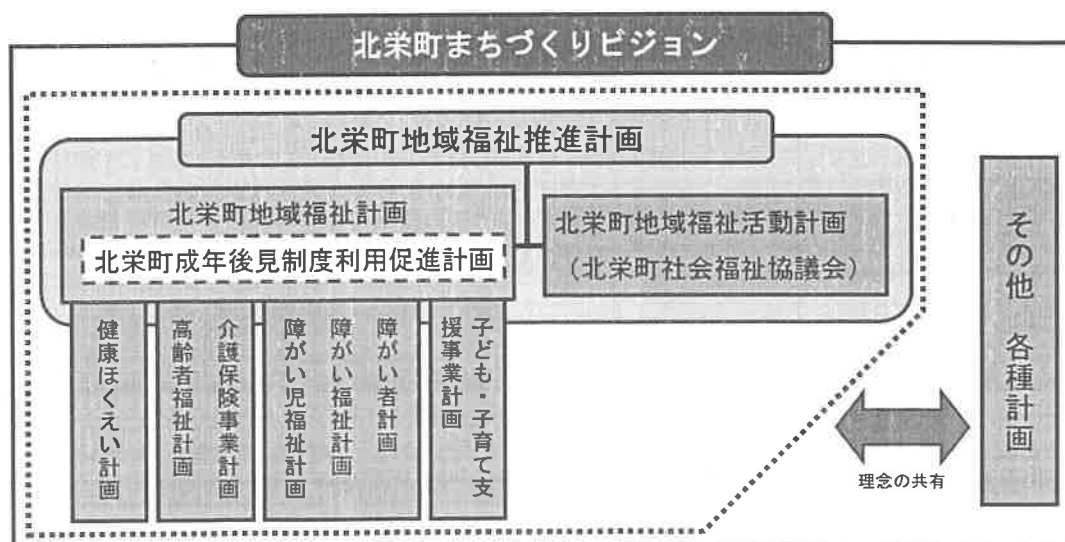
認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあることによって、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちの権利擁護支援のニーズは高まっており、地域社会全体で支えていく事は大きな課題となっています。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度と共に判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）を策定しました。

成年後見制度利用促進基本計画においては、県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備に努めることが明示されています。これを受けて本町においても、誰もが住み慣れた地域で地域の人々とささえあいながら尊厳をもってその人らしい生活を継続することが出来る事を目指し、成年後見制度についての施策を進めるため、積極的に取り組むものです。

・ 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、同法第5条に規定する地方公共団体の責務を具体化するものであり、国の成年後見制度利用促進基本計画との整合性を図ると共に、本町における各分野の計画との連携を図ります。



2 北栄町の現状と課題

(1) 統計データから見た北栄町の現状

- ・成年後見制度に係る相談件数、申立件数、利用者数の推移

本町における成年後見制度の現状において、まず相談件数は、年により差がありますが、常に一定の需要を含みつつ、少数でほぼ横ばいに推移しています。また、一つの案件について相談・支援の件数が多くなる傾向も見られます。

新規の申立て件数についても、ほぼ横ばいの状況にあります。町長申立*の推移も目立った傾向は見られません。

累計の利用者数の推移についても、大きな変動は見られません。令和2年時点の法定後見制度*・任意後見制度*、それぞれの類型別割合は、成年後見は約70%、保佐は約15%、補助は約15%となっており、任意後見は0件となっています。

○成年後見制度に関する相談件数（高齢者・障がい者）

	H29	H30	R1	R2
制度利用の相談 (概要説明含む)	15 (7)	16 (4)	6 (5)	6 (5)
申立支援 (後見人へ引継ぎを含む)	12 (2)	6 (2)	11 (2)	23 (3)
受任調整会議	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)

*括弧内は相談等の実人数。

○成年後見制度新規申立件数及び町長申立件数の類型別内訳 (人)

類型	H29	H30	R1	R2
成年後見	5 (0)	1 (0)	2 (0)	5 (1)
保佐	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
補助	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
計	5 (0)	3 (2)	3 (0)	6 (1)

*上段は総数、下段は町長申立件数（内数）

○成年後見制度利用者数の類型別内訳 (人)

	R1	R2
成年後見	14	14
保佐	3	3
補助	4	3
任意後見	0	0
計	21	20

・成年後見制度利用支援事業の利用件数

本町の成年後見制度利用支援事業は、令和2年3月より助成対象を拡大しました。現在の利用状況はほぼ横ばいからやや増の状況ですが、今後の制度の浸透に応じて利用の増加が見込まれます。

○北栄町の申立経費助成

	H30	R1	R2
助成件数 (人)	3	1	3
助成金額 (円)	89,646	15,677	16,337

○北栄町の後見人等報酬助成

	H30	R1	R2
助成件数 (人)	0	1	2
新規助成件数 (人)	0	1	2
助成金額 (円)	0	195,000	360,000

(2) 北栄町の課題

政府の調べによると、日本全国での潜在的な成年後見制度の需要者数は100万人にのぼると言われており、今後団塊の世代の高齢化に伴いさらに拍車がかかるものと見込まれます。しかし、現状の北栄町の制度の利用者数は非常に少なく、多くの方が制度利用につながっていないことが予想されます。広く住民に対して基本的な制度の周知、正しい理解を促していく必要があります。

また、相談状況からは1つの案件に係る相談回数が多い傾向がみられ、制度のなじみのなさや利用に際しての難しさが壁になっているものと思われます。制度の利用につながった後にも相談の必要な場面は多いものと思われ、より柔軟な相談体制やフォロー体制が必要となってきます。

成年後見制度の普及・推進には身近な家族や後見人、その人を取り巻く地域資源、様々な方面の専門職等による包括的な連携が必要であり、これらをつなぐネットワークの構築が課題となります。

3 計画の目標と施策内容

北栄町においては、前項における現状と課題を踏まえつつ、国の基本計画を基にした2つの基本目標を設定し、これらの推進を目指した施策を実施することにより成年後見制度の利用促進を図ります。

■基本目標1：地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- ・制度の普及啓発と地域社会への浸透
- ・後見人等の担い手の確保

【施策内容】

(1) 地域連携ネットワークの構築

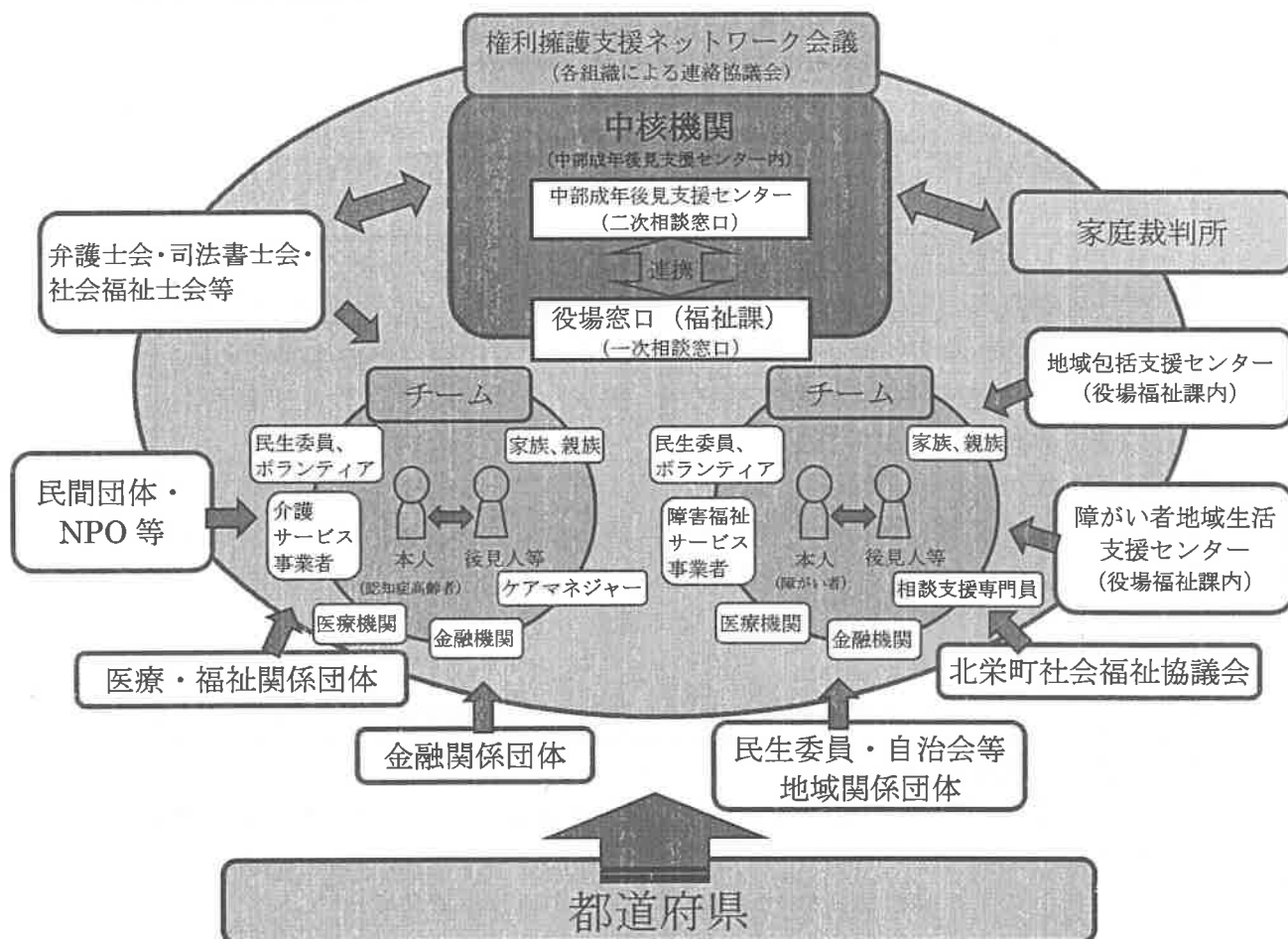
本人を取り巻く、後見人、身近な親族、福祉、保健、医療、地域の関係者がチームとなって支援していく一次支援体制と、権利擁護に関わる関係団体間の連携による二次支援体制の仕組みを整備し、これらを「地域連携ネットワーク」として、必要な人が成年後見制度を利用していけるよう連携体制の構築を目指します。(次項図1参照)

(2) 中核機関の設置

地域連携ネットワークを構築・運営していくため、一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉の運営する中部成年後見支援センターと、中部1市4町が共同して「中核機関」を設置します。中核機関の事務局は中部成年後見支援センター内に設置し、中核機関と各市町を中心として中部における権利擁護支援を推進していきます。

また、意思決定支援^{*}に見識のある各組織が集まる権利擁護支援ネットワーク会議を中核機関に設置し、地域連携ネットワークの情報共有・課題検討・連携強化を担います。(次項図1参照)

図1 地域連携ネットワークとその中核となる機関



(3) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

地域連携ネットワークと中核機関において担うべき役割や機能を以下のとおり定め、中核機関及び町で推進していくことにより目標の達成を図ります。

- ・ 広報機能
 成年後見制度について周知啓発を行います。関係機関と連携しながら、パンフレットの作成・配布、研修会、相談会等の広報活動の活性化により、制度の普及啓発を図ります。
 また、法定後見制度、任意後見制度、その他日常生活自立支援事業などの関連制度の周知を行うことにより、本人の状況に応じた制度の選択肢を提示し、総合的な権利擁護支援の浸透を図ります。

・相談機能

相談窓口の拡大、相談受理ケースに係る後見等のニーズの精査と必要な支援体制に係る調整を行います。行政・社会福祉協議会・地域包括支援センター・障がい者地域生活支援センター*等による既存のネットワークを活用しながら、町による一次相談支援体制の充実強化、及び一次相談支援では対応の困難なケースに連携して対応する、中核機関による二次相談支援体制の構築を図ります。

・成年後見制度利用促進機能

受任者調整等の支援のため、個別支援検討会議、一次・二次相談支援の充実強化を進め、適切な後見人候補者のマッチングや把握に努めます。また、家庭裁判所に連絡協議会へオブザーバー参加いただくことにより、平素からの連携体制を強化します。

後見人等の担い手の確保について、法人後見については社会福祉協議会等と、地域に根差した持続可能な後見体制が構築できるよう、引き続き連携・支援に取り組めます。市民後見人*の養成については、中部市町・社会福祉協議会等と連携しながら、研修会等の実施や受け皿の確保、支援方法について検討を進めます。

また、日常生活自立支援事業など、関連制度との連携強化に努めます。

・後見人支援機能

親族後見人*や市民後見人等からの相談・支援対応が行えるよう、連携体制の構築を目指します。また、後見人の交代等に柔軟に対応できる環境を整えられるよう、家庭裁判所等関係機関との連絡調整を図ります。

・不正防止効果

親族後見人等の孤立防止、相談体制づくりを進めるとともに、総合的な連携体制を深めることにより不正防止効果の確立を目指します。

■基本目標2：利用者がメリットを実感できる制度の運用

- ・利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実
- ・制度の利用しやすさの向上

【施策内容】

(1) 意思決定支援の在り方の周知、浸透

利用者本人の判断能力に課題のある場合においても、必要な情報を提供し、本人の意思や考えに基づく意思決定を行う、意思形成・意思表示・意思実現の支援

に関する認識を後見人等はもとより地域社会全体に一般化するため、広報等による意思決定支援に関する国のガイドライン等の普及に努めます。

- ・ 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- ・ 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

また、自己決定の出来るうちに自身に関する情報や要望・希望を書きとめておく、エンディングノート^{*}の活用を進め、成年後見制度が必要となった際の本人の意思決定支援の一助とすることを推進します。

(2) 成年後見制度利用支援事業の活用促進

経済的理由により成年後見制度の利用が妨げられることのないよう、成年後見制度利用支援事業の活用を推進し、申立費用の助成、後見報酬の助成を行うことにより利用しやすい制度運用を行います。

- ・ 成年後見制度利用支援事業

本町に住所を有する者等で、一定の収入・資産要件を満たす者に対して、申請により後見開始等審判に要する費用及び後見人等に対して与えられる報酬を助成する事業。

4 計画の推進に向けて

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和6（2024）までの3年間とし、計画の推進にあたっては、北栄町地域福祉推進計画推進委員会において、年度ごとの計画の取組状況や成年後見制度の利用支援の方向性について評価・検討を行い、必要に応じて計画の見直し等を行います。

【用語集】

	用語	解説												
い	意思決定支援	意思決定の困難な人ができる限り自分自身で意思決定を行うことができるよう、あらゆる方法で関係者が支援を行うこと。												
え	エンディングノート	自分に万一のことが起きた時に備えて、自身の希望する対応をあらかじめ記しておく文書。遺言書と違い法的拘束力はないが、生前でも本人の意思確認が必要となった際に家族等が確認し、本人の意思決定支援に活用することができる。												
し	市民後見人・親族後見人	市民後見人とは、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）でない後見人等で、主には市民後見人養成研修等を修了し、市民後見人として登録した者。親族後見人とは、成年後見人となった親族を指す。												
	障がい者地域生活支援センター	北栄町障がい者地域生活支援センター設置事業実施要綱に基づき、障がい者が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う。また、障がい者等の各種相談に応じ、地域生活を支援する相談支援専門員を配置。												
ち	町長申立	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要と認めるときは、町長が申立をすることができる。												
に	任意後見制度（任意後見）	成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分けられ、任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ選任した任意後見人に本人の判断能力が低下した際にしてもらいたいことを契約で決めておく制度。												
ほ	法定後見制度（成年後見・保佐・補助）	成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分けられ、法定後見制度は本人に残っている判断能力の程度に応じて下記の類型に分かれており、それぞれの類型ごとに代理人に付与される権利や本人同意の要否が異なっている。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>法定代理人</th> <th>本人の判断能力の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成年後見</td> <td>成年後見人</td> <td>常に判断能力がない(民法 7 条)</td> </tr> <tr> <td>保佐</td> <td>保佐人</td> <td>判断能力が著しく不十分(民法 11 条)</td> </tr> <tr> <td>補助</td> <td>補助人</td> <td>判断能力が不十分(民法 15 条)</td> </tr> </tbody> </table>	類型	法定代理人	本人の判断能力の程度	成年後見	成年後見人	常に判断能力がない(民法 7 条)	保佐	保佐人	判断能力が著しく不十分(民法 11 条)	補助	補助人	判断能力が不十分(民法 15 条)
		類型	法定代理人	本人の判断能力の程度										
		成年後見	成年後見人	常に判断能力がない(民法 7 条)										
保佐	保佐人	判断能力が著しく不十分(民法 11 条)												
補助	補助人	判断能力が不十分(民法 15 条)												

※北栄町地域福祉推進計画の用語集（P63～）に掲載されていないものについて解説しています。